

1962年6月28日(第13日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前11時3分~午後7時45分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席

1番	仲村春正	4番	佐喜真慎	5番	中山	野正	豊
6番	安里良朝	7番	崎間健一郎	8番	知花	正	六
9番	米須清ゆう	10番	伊本正重	11番	花城	清	善
12番	中里幸助	13番	松本朝宜	14番	山本	朝	徳
15番	天久盛雄	16番	当山伸太郎	17番	安次富	野	信
18番	稻嶺盛三	19番	賀里敏行				

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

村長	仲村春勝助	役	呉屋真徳	総務課長	松川正義
財政課長	当山善喜	経済課長	沢し安一	水道課長	奥里将伊
建設課長	桑江良徳				

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川正義 書記 照屋毅 伊佐正義

8. 議事日程は次の通りである。

- 日巻第1, 議案第16号 宜野湾村職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日巻第2, 議案第17号 宜野湾村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日巻第3, 議案第18号 宜野湾村とちく場使用徴収条例の決定について
- 日巻第4, 宜野湾村手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日巻第5, 宜野湾村上水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日巻第6, 議案第23号 宜野湾村基本財産金積立条例の一部を改正する条例について
- 日巻第7, 議案第25号 財産の取得について
- 日巻第8, 議案第24号 基本財産基金積立金の一般会計への繰入れについて
- 日巻第9, 議案第26号 予算の繰越について

議 長～出席13名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので只今より本日の会議を開きます。(午前11時3分)

議 長～日程第1、議案第16号 宜野湾村職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。本案は総務委員会に付託してありましたが、委員会より結果報告が参っておりますので、一応書記長をして朗読せしめます。

議 長～総務委員長の報告を求めます。

総務委員長～只今書記長が朗読した通りであります。尚財政課が2名、建設課が2名、水道課が2名となつておりますが、徴税には特に力を入れてもらいたいと要望してあります。建設課の方は現在グレターの運転手もいるが、新しくブルがはいるので増員すべきであると、又水道課関係の方は健全運営をするためにどうしても必要であるとのことで原案通り可決すべきものと決定してあります。以上以つて報告を終ることに致します。尚詳しいことについては質疑にお答えしたいと思つております。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～4番議員の報告出席を報告致します。

議 長～質疑がなければ打ち切りたいと思つていますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので本案に対する質疑を打ち切ることに致します。

議 長～本案に対する討論を求めます。

19番～付帯意見にもあります通り特に職員の採用に当つては当然であると思つて。各部門において特に必要の定数であり、又特に補助職員の場合は各々分野、各々専門的に分けての職員採用であると、財政面では特に今まで事務改善を要するものがあつた。徴税と予算の消化の面が特に重要視されていたし、水道課も健全運営と云う面の庶務集金人という事で非常に当を得た改正であると思つておりますので委員会案に賛成致します。

議 長～外に要つた御意見はございませんか。なければ本案に対する討論を終りたいと思つていますが。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定致します。

議長～では議案第16号 宜野湾村職員定数条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。委員会案通りに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので本案は委員会案通り原案通り可決決定致します。

議長～日程第2、議案第17号 宜野湾村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。本案は総務委員会に付託してありましたが、委員会より報告書が参っておりますので、一応書記長をして朗読せしめます。

議長～総務委員長の報告を求めます。

総務委員長～只今書記長が朗読した通りであります。社会現況からして、どうしても改正すべきであると、又市にも昇格するので全般的に改正すべきであると云うことで原案通り可決すべきものと決定してあります。尚詳しいことについては質疑にお答えしたいと思っております。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～13, 8, 18番の出席を報告致します。

13番～臨時職員の1,30\$-30以内と、30\$となると倍になるが、何故か

議長～暫休憩致します。(午前11時27分)

議長～再開致します。(午前11時41分)

議長～17番の出席を報告致します。

12番～勤務日数について、週44時間。臨時の場合は常勤を要さない職員と月額で採用した場合制限が加えられるかどうか。

総務課長～週44時間しか出来ないと思います。

12番～勤務日数について、日額を入れて契約をするかどうか分らないが、普通の場合週44時間と条例にあるが、臨時の場合もそうなるのか。

総務課長～条例にもあるし、臨時も全体を対象にしてやると打出してあるので特殊契約にしてない。

議長～外にありませんか。なければ本案に対する質疑を打ち切りたいと思いますが、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので本案に対する質疑を打切ることに致します。

議長～本案に対する討論を求めます。

13番～社会経済の現況からして当然であり、又日額、月額の給与体系の整理等の点からも改正する必要があると思いますので委員会案に賛成致します。

議長～外にありませんか。なければ本案に対する討論を終結したいと思うが

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので左様決定致します。

議長～では議案第17号 宜野湾村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。
委員会案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、議案第17号、宜野湾村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案通り可決決定致します。

議長～日程第3、議案第18号、宜野湾村とちく場使用料徴収条例の設定についてを議題と致します。本案については、給料総務委員会に付託してありましたが、委員会より報告書が参っておりますので、一応書記長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後12時00)

議長～再開致します。(午後12時15分)

15番～原案では19条の項に追加項もあるから、この項も審議されたかどうか。55\$を70\$に、1\$を3\$にとの内容になっているが、原案には19条中次の項を加えるとして、90\$以内となっているが、この項も審議したかどうか。

議長～暫休憩致します。(午後12時17分)

議長～再開致します。(午後12時19分)

15番～法でうしろま、ぶた、山ぎなどのと殺もあると思うがやぎ等について考えられなかったか。

総務委員長～当然いれるべきである、村としてなければ良いもののもしあつた場合は考えないと思う、条例の性格からしてそう云つたものもあるべきと思う。

議 長～暫休憩致します。(午後12時20分)

議 長～再開致します。(午後3時44分)

17番～第4条で適用しなければならないが、法的に効果があるか、第5条の原案では削つたらどの様な支障があるか。

総務委員長～第4条に前納しなければならないとあるが、使用者に対して、使用条例はそういう考えかたで良いんだと、これは村長の権能と義務をうたつた両立の条例である、前納しなければならないと相手方の義務付けである、前納せしめなければならないと云う義務がうたつてありあえて使用者側に対してどういう事はない、5条さ削つた理田、料金を払つて使用すると云う場合は施行の規程で定めるといふ事。

議 長～只今4時であります、時間延長をしたいと思うが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定致します。

19番～1つの条項について7月1日から使用出来る場合になつては、実際問題として条例の適用はどうなるか。

総務課長～宜野湾市とうたつた方が正しいじゃないかと思う、しかし市にならない前に出されているのでその点は次年度からになると思う、何時から適用すると云う事でありますので、これで良いと思います。

19番～7月1日から適用となつておりますが、支障はないか。

財政課長～設備は出来ていますので支障はないと思う、上水道を引く様にしてはありますが未だであります、その間タンクからの水を使用して出来ると思う。

13番～使用料は負担行為であると、他の基準によりとありますが、ぶたの場合必ずしも60円徴収しなさいと云う意味にはならないと思う、これはあくまで基準であると思うが当局の考え方はどうか。

総務課長～この方は他の基準によるとなっていますが、その基準には60セントでありますので、以外の基準は御座居ません。他の基準により徴収するということですから60セント以外には他に方法はないと云う事になります。徴収する事についてはあくまでも条例で使用料徴収でありますので徴収条例の性格からすると、徴収、諸問題調査は村長の権限でありますので、この条例にもとづいて賦課徴収、法例、これを義務付けるのがこの関係条例でありますので、これではつきり徴収という事になります。

17番～第4条の減免規定であるが、特別事情によつて村長が減免するとなっているが、どういつたものを想定しているか、その範囲についてはどの様な範囲か。

総務委員長～特別の事情というものは、詳しくどういつたものがあるとは云えないと思う。

19番～7月1日から使用出来なくて、仮と場を使用した場合その使用料は如何なる方法で定められるか。

議 長～暫休憩致します。(午後4時25分)

議 長～再開致します。(午後4時27分)

15番～ゆわかしの燃料費について組合で徴収するという事になると、又問題にあると思うが使用費に含めて考えた事はないか。

総務委員長～検討してない、使用する人であるので村長の権能は発生しないと納付義務と徴収義務を有するものは村長でないので。

17番～条例の第5条の使用者が、さぎ、その他不正行為により使用料の徴収を免れたときは、その徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額以下の過料すとあるが、5倍以下となると村長の認定で過料が当然免ぬかれると解されるがこのはつ別は何をもとに制定されたか。

総務委員長～自治法の第156条によつて、その5倍の額と云うのはほとんどわずかの金額であります。

議 長～暫休憩致します。(午後4時41分)

議 長～再開致します。(午後4時51分)

議 長～大体質疑もつきた様であります、質疑を終結することに御異議ございませんか。

(異議ございませんか)

議 長～御異議がございませんので左様決定致します。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の申がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定致します。

議 長～では議案第18号、宜野湾村とちく場使用料徴収条例設定についてを
表決に付します。委員会案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので本案については委員会案通り原案の一部を
修正して可決することに決定致します。

議 長～日程第4、議案第19号 宜野湾村手数料及び使用料徴収条例の一部
を改正する条例についてを議題と致します。本案は総務委員会に付託
してありましたが委員会より報告書が参っておりますので一応書記長
をして朗読せしめます。

議 長～総務委員長の報告を求めます。

総務委員長～本案は先きの議案第18号とも関連し、新しい条例を設定するこ
とによつて必要がなくなるので削除すると、尚詳しい事については、
質疑に応じたいと思っております。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

19番～条例改正については、慎重をきさねば出来ないが、第5条を削し、第
6条は生きるがどうか。

総務委員長～これは検討してありません。

総務課長～第2号が残るので第6条は必要であります。

19番～第2号が第1号になるが、

総務課長～これは現在も前納でありますので。

12番～と場の使用料徴収条例が設定されるので現条例からその部分を削除す
ることではありますが、使用料全般について検討したかどうか。

総務委員長～してありませんが、市にも昇格するし、全般的に検討しなければ出来ない時期に来ていると願います。

12番～第1条についてどうして改正しなかつたか、将来改正する意志があるかどうか。

議長～暫休憩致します。(午後5時03分)

議長～再開致します。(午後5時10分)

議長～大体質疑もつきた様であります。質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので左様決定致します。

議長～では本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がございしますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定致します。

議長～では議案第19号宜野湾村手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。委員会案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので議案第19号宜野湾村手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例については原案通り可決決定致します。

議長～日程第5、議案第22号、宜野湾村上水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。本案は総務委員会に付託してありましたが、委員会より報告書が参っておりますので、一応書記長をして朗読せしめます。

議長～総務委員会の報告を求めます。

総務委員長～只今事務局が朗読した通りであります。主な点は値下の点、事際問題として独立採算制の事業であるので、充分検討し、又他のものは法体系との問題であります。尚詳しいことについては質疑に

総務 応じないと思います。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

15 番～今ようち園にほとんど公民館と兼ねて使用しているが、官公用と、
ようち園用と区別が出来るかどうか。

総務委員長～向こうからどの様にして申し込まれたか、と云う事であり、よ
うち園用としてか、公民館用としてがその申請で適用出来ると思う
がどちらが主体であるかと云うことになると思うが。

議 長～暫休憩致します。(午後5時30分)

議 長～午後5時36分)

17 番～料金の比較検討されたかどうか。

総務委員長～他市町村との比較検討については、那覇の場合基本料金が1\$
超過が1立法米毎に16セント、コザの場合は同じく8立法米で基
本料金が1,50\$, 超過が17セント、それで宜野湾村は、相当高い
と云われていますが、基本料金は高いが、超過水料は安くなつて、
多く使う人は安くなつています。実際問題として収支のバランスは未だ取
れ取れておりません。自治法では、はあくしろとなつております。も
のの未だそこまで行つておりません。従つてこの提案をされた場
合委員会としては当然その点からすると当然検討出来ない様な立場
にあつたそう思う訳です。しかし現況の水道の水代には相当非難を
されつつありますので、何とかそこで大きなあながあかないければ
値下げも可能ではないかと云う状況でありましたので、そういう立
場ではありますが、何んと致しましても値下げによつて9,318\$と云
う減収になりますが、これはいたしかたない問題になります。然
しながら内容を見ました場合は、第1次認可によつて、第2期工事
減は3期にまたがつて施行されますので、相当の剰余があると云う
ことでもありますので問題は区域的な区画によつて出された場合は、
そうすべきでありましたが、問題は1期の延長でありましたが故に2
2期で出すべき金であつたか。3期で出すべきであつたかとなりま
すが相当の利じゆんが出ていますので、今回この様な値下になつた
のであります。

17 番～基本水量8立法米を使えない世帯が相当多いと、そこで非常に不き
ん行であるが、5立法米位使う世帯に対し、基本水量を5立法米に
段階をもうける必要はなかつたか。この様にしたとき収入にどの位
の減となるか。

総務委員長～各学校職員教とするよりは、児どう生徒が主に水の使用するの
で生徒の教とした方が妥当と思うので改正した。職員教と児どう教

とは必ずしも比例しませんので主に使用する生徒の数を基本にした方が妥当と思います。

17番～何か学校職員数と入れたからには何か根きようがあつての事と思いますが、

議長～暫休憩致します。(午後5時48分)

議長～再開致します。(午後6時00)

議長～大体質疑もつきた様であります。打切ることにより御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので本案に対する質疑を打切ることにより致します。

議長～本案に対する討論を求めます。

17番～今度の30セントの値下げに対しては当局の大きな努力の賜物であるし、時期的にも適切な処置であり、その努力は大いに認めるべきであると、しかしながら需要の間ではまだまだ高いと云う声があり那覇やコザと比較すると、尚これが理由となる点がありますので今後尚努力してもらつて経費の節減や又いつかも指摘しております通り料金の徴収の面においても或程度検討を加えまして、向上させると云うふうに考えられる点がありますのでこの点強力におし進めてもらつて、今後も努力して載いて尚外の都市並みの料金にしてもらうよう御要望申し上げまして、委員会案に賛成致します。

議長～外にありませんか。なければ討論を終結したいと思います。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定致します。

議長～では議案第22号、宜野湾村上水道給水道条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。委員会案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～では御異議がございませんので本案については委員会案通り原案を一部修正して可決することに決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後6時15分)

議 長～再開致します。(午後6時15分)

議 長～日程第6 議案第23号宜野湾村基本財産基金積立条例についてを議題と致します。本案は総務委員会に付託してありましたが、委員会より結果報告書が参っておりますので、一応書記長をして朗読せしめます。

議 長～総務委員長長の報告を求めます。

総務委員長 基本財産の基金として積立てはしたものの、それから非常災害又はその他の面から積立より一般財源として使用しなければならないと云つた場合に非常災害の場合は当然ないとせず、条例とか別に対策を立てるべき基本財産の場合としては剰余金の50%は是非積立てなければならないと基本財産を取出来る想定のもとに必要であるので、こうして条例として設置してある。これ等々の関連はどうかと、規本財産取得や一般財源としても使用出来ると云う話があるのに尚改正する必要はあるかどうかという事について問題になつたのであります。この報告書にもある通り、関係法例も検討しましたが、とくに現行において、非常災害の場合の救助法も今までは任縁であつたのか。全く示されていないので義務として、これでこれをいかにするかと云うとこれを獲得する処の条例がない。それについては欠かんが出てゐるのだ。以上を申しあげて報告します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

10番～減額又は停止と云うときは別に議案が出されてやるか、或は予算の更正で出来るか。

総務課長～当初予算の場合です。これは現行の基金の積立の条例からすると当初予算において剰余の50%積立てなければならないと云う事になつてゐるが、減額がきまれば、災害や、臨時の支出が起きた場合は、予算で減額しておかんと云つた処置が出来ないと云う様な意味合であります。例えば本年度にあります様に1万何千\$と云う様な使用の場合に、もしこの条項がないとすれば5,000\$そのまま減額となつて来るのである。それで今年の様に必要があつた場合、それを減額したり例を示されての使用となります。

10番～この議決と云うのは、本年は中止する事が或は予算上にあらわさなければ議決するとみなさないか、その区分について。

総務委員長～現行では、どうしても50%は積立てる。

総務課長～とく別案件として出さなければ予算上だけでは出来ない。

議 長～外にありませんか。なければ質疑を打ち切りたいと云うが。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定致します。

議長～では本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がございしますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定致します。

議長～では議案第23号 宜野湾村基本財産基金積立条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。委員会案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので本案については委員会案通り可決決定致します。

議長～日程第7、議案第25号 財産の取得についてを議題と致します。書記長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

助役～この方は議案第24号とも関連しますが、財産の取得については、議会の議決を要することになっております。予算措置、或は議案第24号の当初予算での一般財源への繰入措置とも関連しまして、両議案については措置されているが、負担金の財産取得については措置されておりませんので。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休致します。(午後6時40分)

議長～再開致します。(午後6時43分)

15番～琉海株に増資という事ではありますが、この700株を持たなければいけないと云う理由があるか。それとも当局と致しましても700株を外の事業面にもられた方が良くと云う様に我々は戻っておりますが、これはあくまでも責任株であるのか。

助役～この方については、議案にも説明してある通りであり、持株に対してこの割当株の分を優先権をあたえていると云う事で責任株と云う事ではない。しかし、この様なのは村の基本財産としてもたれている関係

からしてどうしても基本財産と云う面は結局は少いより多いのが良いの
でないかという考えであります。又本村の財産面からして外の面と
もにらみ合せて、財源を活用するとの事でございしますが、折角あたえら
れた権利を基本財産を多くするには、こう云つた方が良いんじゃないか
と財政の方は本年度に限られずひんぱん状態でございまして、本年度に
限ると云う意味でなくして、今後もそういうふうにして続けて行くのじ
やないかと考えられるか。そういつた場合結局はないときに基本財産を
ふやした方が良いんじゃないかと、ないときであろうが、あるときであ
ろうがこういう権利をあたえられたときでなければ、ふやして行く事
がないんじゃないかと思ひ、こういつた権利は行使した方が良いんじゃない
かという云うのであります。

15番～現在充分検討されたと思ひますが、今瑞海の株として、85セントとな
つて、実際の株価が平均相場が60セントとあるわけですが、この額面
についての株の値段はおそらく1ドルではないかという事でありまして。
今度の持株85セントを1ドルにするという理事会の決定であります。が
そうすると1割2分の配当をあてて残りの75セントの現金出資である
とこの分の増株の分も一応の増取分の予算額を見こんだわけですが、今
は1株当り85セントですね。それを今度1ドル株にする訳ですね。そ
のためには今の配当は1割2分も配当があると、それだけでは1ドルに
みえない訳です。それを利益で支払うという訳ですか。

助 役～それについては定款を見ないと良くわかりません。

8 番～市有財産として、投資であるが、どう云う利益があるか、どう云つた利
点があるか。この株の割当については向こうからおしつけられて求める
様な感じがしますが。

助 役～利点と申しますのは一般公募でないかと云うのがあります。

8 番～私的に考えた場合どうしても財産取得しなければならぬと云う訳です
か。

助 役～それについては、村としてでなく、株主としてその株式を盛立てるため
には必要的なものである。

8 番～この株は異はなかつた場合どういふ不利益になるか。

助 役～買うて利益、買はないで不利益と云うことでなしに株主としてでありま
すから会社をそだてると云う事では当然買ふべきである。

議 長～暫休願致します。(午後6時55分)

議 長～再開致します。(午後7時4分)

議 長～外にありませんか。なければ質疑を打ち切りたいと思いますが、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定致します。

議 長～本案に対する討論を求めます。

15番～会社の増し株を買うべきであるかと云う事については村という大きな面から考えた場合にはそれより株購入するより外に有意義に使える道があるんじゃないかと云う訳で今回の増株購入に対しては反対を表明します。

議 長～外にありませんか。

5番～原案に賛成であります。大体この提案から見ますと定款の方については村として増株をもつと云う事は村民の意志を高めるには是非こういふ事は村民の意志を高様な株をもつた方が良いと思っておりますので原案に賛成致します。

議 長～では議案第25号、財産の取得についてを表決に付します。原案に賛成の方挙手願います。挙手した者9名、少数に付き本案は否決になりました。

議 長～日程第8、議案第24号 基本財産基金積立金の一般会計への繰入れについてを議題と致します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～質疑者省略の声がございしますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定致します。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がございしますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定致します。

議 長～では議案第24号 基本財産基金積立金の一般会計への繰入れについてを表決に付します。原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので本案は原案通り可決々定致します。

議長～日程第9 議案第26号 予算の繰越についてを詳細と致します。一応書記長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

助役～62年度の予算執行状況からして別紙議案の通り年度内では執行出来ないで消報車も年度内では出来ないし、政府予算も繰越する様手續してあります。又土木費も毎年のことではありますが、工事の着工がおくれたためでもあります。フルの点も修理の段階であり、どうしても年度内には修理は出来ないでそれと土地購入費も事情によつてどうしても執行出来ないで提案してありますので宜しく御審議を願います。

15番～繰越、4款土木費についていくらの予算で繰越がいくらか。8款の土地購入費について1年余も出来ないのを出来るかどうか。

助役～土木費が3,000、8款はどうしても繰越して解決を見なければ出来ないと。

19番～消防車の購入について未だ2週間しかないが契約履行とはどうなるか

総務課長～契約者の話しでは、滞にはついてはいるが税関の点で引渡が出来ないと来月の5日位には出来ると契約の不履行については通関のすれでありますので現物の納入は、4、5日までには出来るとのことでありそのままにした。

19番～相手方の倍償についてどうするか。

総務課長～警察局としても繰越をしないと出来ないのではとの承諾を受けに来ていた。又保安部の係の方も一しよに来て一敷おくれたことでありますので二つの点は配慮したいと思つています。

議長～大体質疑もつきた様であります但し進行して良いでしょうか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定致します。

議長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がございまして御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～では議案第26号 予算の繰越についてを表決に付します。原案に御異議ございませんか。

議 長～御異議がございませんので本案は原案通り可決決定致します。

議 長～本日の日程は全部終了致しましたのでこれを以つて本日の会議を終ることに致します。尚、明日は午前10時より再開することに致します

議 長～***散 会*** (午後7時45分)